## ◎佐賀県条例第2号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例(昭和41年佐賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(教務手当)	(教務手当)
第4条 教務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員が、教育	<b>第4条</b> 教務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員が、教育
指導又は職業訓練指導に関する業務に従事したときに支給する。	指導又は職業訓練指導に関する業務に従事したときに支給する。
(1) 略	(1) 略
(2) 有田窯業大学校に勤務する職員で窯業に関する科目の講義	(2) <u>窯業技術センター</u> に勤務する職員で窯業に関する科目の講
又は実習指導に従事するもの	義又は実習指導に従事するもの
(3) • (4) 略	(3) • (4) 略
	(5) 果樹試験場又は畜産試験場に勤務する職員(果樹試験場に
	勤務する職員にあっては、職員給与条例第3条第1項第3号に
	規定する研究職給料表の適用を受ける者を除く。)で現場にお
	ける実習指導に従事するもの
<u>(5)</u> 略	(6) 略
2 略	2 略
3 前2項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号	3 前2項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号
に定める額を超えてはならない。	に定める額を超えてはならない。
(1) 第1項の手当の額 業務に従事した日1日につき1,200円	(1) 第1項の手当の額 (同項第5号に該当する職員に支給する
	<u>ものを除く。)</u> 業務に従事した日1日につき1,200円 <u>(同項第</u>
	4号に該当する職員が現場における実習指導にのみ従事した場
	<u>合にあっては、350円)</u>
	(2) 第1項の手当の額(同項第5号に該当する職員に支給する
	ものに限る。) 業務に従事した日1日につき350円
<u>(2)</u> 略	(3) 略

附 則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。